



九州ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和7年3月10日

九州ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、九州ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

【九州ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	開放創のない整形外科手術後の抗生剤投与期間は、原則 3 日間は認められる。	開放創のない整形外科手術後の抗生剤投与期間は、術後感染予防抗菌薬適正使用のガイドラインより術後 3 日間の投与は認められると判断した。	
2	橈骨遠位端骨折に対する骨内異物(挿入術を含む)除去術(前腕)に神経ブロック併施加算(厚生労働大臣が定める患者)の算定は、原則として認められない。	橈骨遠位端骨折に対する骨内異物(挿入術を含む)除去術(前腕)に硬膜外麻酔を実施することは稀であり神経ブロック併施加算(厚生労働大臣が定める患者)の算定は、原則として認められないと判断した。	
3	橈骨遠位端骨折に対する骨折観血的手術(前腕)に神経ブロック併施加算(厚生労働大臣が定める患者)の算定は、原則として認められない。	橈骨遠位端骨折に対する骨折観血的手術(前腕)に硬膜外麻酔を実施することは稀であり神経ブロック併施加算(厚生労働大臣が定める患者)の算定は、原則として認められないと判断した。	
4	乾性角結膜炎及びシエーグレン症候群の病	乾性角結膜炎とドライアイは、ほぼ同義であることから、原則として認められると判断	

	名がなく、ドライアイに対する涙点プラグ挿入術、涙点閉鎖術の算定は、原則として認められる。	した。	
5	初診時に眼底疾患がない場合でも、他の眼疾患がある場合、精密眼底検査の算定は、原則として認められる。	初診時に眼底疾患の有無を確認するため、精密眼底検査の算定は、原則として認められると判断した。	

本件に関する問合せ先

九州審査事務センター

- ・ 外科審査室外科審査課(TEL:092-688-8302) (佐東)
- ・ 混合審査室混合審査課(TEL:092-688-8382) (岡本)